

令和5年度 第1回子どもにやさしいまちづくり推進会議（要約表記）

【日 時】 令和5年8月9日（水）14:00～16:00

【場 所】 豊田市青少年センター4階 交流室

【出席者】

（会場出席委員）※委員名は五十音順

安藤 順（市民公募委員）

石川 完孝（愛知県足助警察署 生活安全課長）

石川 虎南海（市民公募委員）

井上 香奈子（愛知県豊田加茂福祉相談センター センター長）

小栗 保宏（豊田商工会議所 参与）

釘宮 順子（NPO団体 フリースペースK 代表）

窪田 裕己（豊田市私立こども園（豊田東丘幼稚園）園長）

佐々木 弥生（名古屋法務局豊田支局 総務課長）

鈴木 仁（豊田市青少年健全育成推進協議会 会長）

田浦 武英（豊田市子ども会育成連絡協議会 会長）

高野 吏加（豊田市こども園保護者代表 幹事）

滝川 耕司（豊田市PTA連絡協議会 会長）

滝沢 一也（トヨタ自動車株式会社 人事部 グローバル労政室 DEI 推進グループ グループ長）

竹原田 力（豊田市区長会 理事）

中屋 浩二（児童養護施設梅ヶ丘学園 施設長）

野口 眞弓（日本赤十字豊田看護大学 教授）

原田 芽衣（豊田市子ども会議）

水谷 幹恵（豊田市私立幼稚園保護者の会連合会 会長）

山田 博子（豊田市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長）

（リモート出席委員）

高橋 昌久（一般社団法人豊田加茂医師会 副会長）

竹川 和人（豊田市私立幼稚園協会 市推進委員）

深谷 和義（椋山女学園大学 教授）

吉永 真理（日本ユニセフCFCI委員会（昭和薬科大学）副委員長）

（事務局）

竹内 寧（こども・若者部 部長）

曾我 史人（こども・若者部 副部長）

宇佐美 由紀（こども・若者部こども・若者政策課 課長）

渡邊 薫（こども・若者部こども・若者政策課 副課長）

矢藤 亜矢子（こども・若者部こども・若者政策課 担当長）

宮川 貴行（こども・若者部こども家庭課 課長）

細田 晃展（こども・若者部保育課 副課長）

岩月 一裕（教育委員会教育政策課 課長）

小山 幾子（教育委員会学校教育課 課長）

近藤 宣広（青少年相談センター 所長）

【欠席者】

大橋 一之（連合愛知豊田地域協議会 代表）
酒井 恵子（豊田市母子保健推進員の会 会長）
萬屋 育子（認定NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）理事）
山田 淳子（豊田市小中学校長会 矢並小学校長）
山谷 奈津子（豊田市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員）

【オブザーバー】

森 憲治（愛知県豊田警察署 生活安全課長代理）

1 開会

事務局

- ・令和5年度 第1回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を開会する。
- ・本日、委員29名中24名が出席、リモートで4名の方に御参加いただいている。5名が御都合により欠席されているが、豊田市子ども規則第19条第2項に規定する委員の半数以上の出席を満たしており、本会議が成立していることを報告させていただく。
- ・本日は、傍聴の方が4名いらっしゃる。また、会議録は市のホームページに掲載する。

2 委員委嘱

事務局

- ・最初に、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員の委嘱をさせていただく。委員の皆様の名簿は、次第の裏面に記載している。時間の都合もあるので、委員29名を代表して、安藤委員に市長から委嘱状を交付させていただく。なお、そのほかの皆様の委嘱状は、机上に置かせていただいている。
- ・委員名簿の名前の後ろに、※マークの付いている方が8名の委員の皆様には、本会議の中に位置付けている「豊田市児童福祉審議会」及び「豊田市幼保連携型認定こども園審議会」の両審議会における委員の兼務を依頼している。これら委員の皆様の委嘱をさせていただく。両審議会の委員8名を代表して、水谷委員に市長から委嘱状を交付させていただく。

3 市長あいさつ

事務局

市長

- ・まず、豊田市長 太田から御挨拶申し上げます。
- ・本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。
- ・平成19年に子ども条例を制定した。条例に基づき、これまで第1次から第3次までの子ども総合計画を策定し、様々な取組をしてきたところである。
- ・名称は変わったが、今年度来年度にかけて、豊田市子ども・若者総合計画の策定に向けて、諮問をさせていただいたところである。
- ・現在、今年度来年度にかけて、次の総合計画の策定も同時並行して行っている。

上位計画としての総合計画であり、その中で、SDGs とリンクさせて取組を推進することができないか、という議論を進めている。SDGs は 17 のゴールで構成されているが、世界共通のゴールであり、それぞれの国、あるいは自治体に当てはめると、あまりそぐわないところがある。それを受けて、現在進めている業務では 18 番目のローカル・ゴールを設定しようとしている。ローカル・ゴールは、子どもにフォーカスしたゴールであり、「子どもにやさしいまちづくり」が豊田市における 18 番目のローカル・ゴールとして設定される可能性があるという状況である。このゴールが設定されると、子ども・若者が将来にわたって、市内で自分らしく暮らし続けることができるようにするために、どのような視点で考え、どのような取組を推進しなければいけないのか、といったことも次の可能性として出てくると思われる。この推進会議での議論にも密接に関わることになるので、ぜひ連携しながら進めさせていただきたい。幅広く大変な内容になるかと思うが、よろしくようお願い申し上げたい。

4 委員紹介（自己紹介）

- 事務局 ・続いて、委員の皆様にご自己紹介をしていただく。時間の都合上、名簿順に御起立いただき、所属団体名と名前のみでお願いしたい。リモート参加の方は、順番が来たらミュートを解除して御発言をお願いしたい。
(各委員挨拶)

5 会長、副会長選出

- 事務局 ・続いて、会長、副会長の選出に移る。豊田市子ども規則第 18 条第 1 項にて、会長と副会長を 1 名置き、委員の互選により決定すると規定されているため、皆様から御推薦をいただきたい。
・会長の選出について、推薦があればお願いしたい。
- 委員 ・野口委員を推進したい。理由としては、平成 25 年度から本会議に関わっており、子ども総合計画について精通されている。また、豊田市の様々な状況、特に母子保健分野に精通されていることが挙げられる。
- 事務局 ・ただ今の御推薦について、異議があればご発言いただきたい。
委員一同 (異議なし)
- 事務局 ・それでは、会長は野口委員にお願いしたい。
・続いて、副会長の選出を行う。野口会長より御推薦があればお願いしたい。
- 野口会長 ・高橋委員を推薦したい。
- 事務局 ・ただ今の御推薦について、異議があれば御発言いただきたい。
委員一同 (異議なし)
- 事務局 ・それでは、副会長は高橋委員にお願いしたい。

6 会長あいさつ

- 事務局 ・野口会長から皆様にご挨拶いただく。
- 会長 ・日赤豊田看護大学に 15 年ほど勤務しており、その間に状況が少しずつ変わってきたと感じている。現在、夏休み期間中にご飯が食べられない子どもたちがいる。市では、きめ細やかな制度にて対応しているが、さらにそういう人たち

を減らせるよう、意見を言えたらと思う。

6 諮問

事務局

- ・続いて、太田市長より諮問をさせていただく。
(諮問)
- ・別の公務があるため市長はこれで退室する。

7 議事

(1) (仮称) 豊田市子ども・若者総合計画の策定について (第4次子ども総合計画) (協議)

【資料1】【資料1-1】【資料1-2】

事務局

- ・これから議事に移らせていただく。議事の進行は、豊田市子ども規則に「会長がその議長となる」とあるので、野口会長にお願いしたい。

会長

- ・スムーズな議事の進行に御協力お願いしたい。
- ・議事の一つ目「(仮称) 豊田市子ども・若者総合計画の策定について (第4次子ども総合計画)」事務局から説明をお願いしたい。

事務局

- ・まず、資料1に基づき、第3次子ども総合計画の令和3年度事業実績及び令和4年度事業推進について説明させていただく。
- ・スライド2「計画の経緯」について、豊田市は2007年に豊田市子ども条例を策定し、条例第27条に基づき、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画を策定してきた。この間、基本理念は変えずに、子どもに関する様々な法律が制定される中で、それらを包含する形で、3次にわたり計画を作成した。
- ・スライド3「計画の概要」について、計画の対象は、妊娠期を含めた0歳から30歳代までの子ども・若者を対象としている。計画は子どもの育ちや、子ども子育てを支援することにフォーカスし、学校教育分野を中心とした教育行政に係る部分ではなく、上位計画として、豊田市総合計画や他の本市計画と連携している。計画期間は2025年度から2029年度までの5年間とし、年度ごとの進捗状況を確認し最終年度の達成状況の確認を行う。
- ・続いてスライド4では、子どもから若者まで切れ目のない支援を一層推進していくため、計画名称を(仮称) 豊田市子ども・若者総合計画(第4次子ども総合計画)としていく。なお、計画は新たに子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」としての位置付けが加わることになる。
- ・スライド5「計画の策定体制」について、第4次計画は市民意識調査、市民意向調査、子ども会議、関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどの市民の意見を踏まえて計画を策定し、こちらの会議で協議していく。
- ・続いてスライド6「豊田市の取組状況」について説明する。説明にあたり、資料1-1「第3次計画の進捗状況」を御確認いただきたい。現行計画である第3次子ども総合計画の推進について説明する。スライドには、資料1-1のスライド2を御覧いただきたい。年度ごとの進捗状況を庁内会議で実績をまとめて、この会議に報告をしている。
- ・次のスライドに移る。子ども総合計画進捗に向け、PDCAサイクルに基づき、

事業の実施状況を毎年調査公表している。具体的には、今回の会議で、令和4年度の事業実施状況の評価を行い、令和5年度の事業計画にて改善内容を反映していく。

- ・スライドの4に移る。第3次計画では、5つの取組方針のもと、173の基礎事業と、7つのテーマの重点事業群がある。計画図書の52ページに施策体系図があるので、こちらも確認されたい。
- ・スライド5を説明する。基礎事業については、従来の数量的に把握できる成果だけではなく、“子どもにとって最善の利益となっているか”という視点で、事業実施、実績管理を行う。なお、基礎事業や重点事業には重複があるため、基礎事業については資料提供のみに留める。また、スライド6～12については、説明を割愛させていただく。
- ・スライド13を説明する。基礎事業全体における子どもの視点での事業推進の確認では、子どもにとって最善の利益を考慮できている事業の数は、第3次計画期間の過去2年間と比較して徐々に増えている状況だが、十分と言える状況ではない。こども基本法が制定され、地方自治体に子どもや若者からの意見反映が求められるようになったことや、豊田市として、ユニセフ日本型CFCI実践自治体への取組を進めていくことから、事業推進をするにあたり、子どもの視点の配慮をすることがより一層重要となっている。
- ・続いてスライド14「重点事業群」の説明をさせていただく。「3重点事業群の令和4年度の評価および令和5年度の推進方法」について、重点事業群は、計画書の53ページに記載がある。令和4年度事業を評価して令和5年度の方向性のポイントと取組例について今から説明する。
- ・スライド15に移る。重点事業群1「子どもの権利啓発の推進」についてである。こちらのねらいは市民の子ども条例、子どもの権利保障の理解促進である。令和4年度の評価は、「子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた」の開催に向け、準備委員会の設置やプレフォーラムの開催支援など、市民とともに子どもの権利浸透を図る取組を推進した。また、ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認を得るための候補自治体に承認された。本市は国に先行して、子どもの権利に基づく取組を進めている利点を生かし、さらに子どもの権利が市全体に浸透するための素地作りが必要と考えている。
- ・これを受け、令和5年度の方向性としては、子どもの権利について、市だけではなく、市民と協働で啓発を実施するとともに、更なる浸透に向けた素地作りを実施することとし、令和5年度取組として、子どもの権利学習プログラムを、中学2年生を対象に行っていたプログラムを新たに小学校5年生に行うとともに、保護者・地域向けの研修を推進していくこと、「子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた」の開催を支援していくこと、ユニセフ日本型CFCI実践自治体への承認に向けた取組の推進を行う。
- ・続いてスライド16番に移る。重点事業群2「子どもの孤因・きゅうさいプログラム」についてである。このねらいは、子どもの権利保障の視点から、経済的困窮にとどまらない幅広い視点で、子どもの孤立や困難の解消に向けて取り組むことである。令和4年度の評価は、子どもたちが家庭環境に左右されず、教育や社会参加の機会を確保できるよう、学習支援事業の拡充を行うとともに

に、保育料の軽減など経済的支援を行った。また、ヤングケアラー支援の体制構築を実施した。令和5年度の方向性としては、困難を抱える子どもに対し、子どもの特性や状況に合った支援の推進が必要と考え、令和5年度の間組としては、スクールソーシャルワーカーの増員や心の相談員の全校配置、学校以外の民間施設、フリースクール等、利用者への支援検討を進めていく。

- ・続いて重点事業群3「情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実」である。ねらいは、子育てをする市民の利便性を向上するとともに、保育士等が保育に専念できる環境を整備していくことである。令和4年度の評価は、公立こども園導入したICTのコドモンについて、給食費などの費用をキャッシュレス決済できる機能の活用や、放課後児童クラブへのICT導入に向けた準備、子育て情報のLINEのプッシュ通知を開始するなど、保護者の利便性の確保を進めた。保護者の利便性の確保や保育の質の向上は、子どもにとってよりよい環境につながるため、引き続き情報通信技術の活用推進が必要と考え、令和5年度の方向性として、ICT導入の拡大や、電子申込手続きの簡略化など、保護者の利便性の確保や事務効率の向上に向け更なる活用を推進するとし、令和5年度の間組で、情報通信技術の活用や手続き簡素化による放課後児童クラブ事務の軽減やタブレット学習ができるよう、クラブにWi-Fi整備を実施していく。
- ・スライド18の重点事業群4「虐待防止および対策の強化」である。ねらいは、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応である。令和4年度の評価は、福祉職や外部スーパーバイザーなど専門的知識を有する職員の配置増などにより、体制強化に取り組むことができたこと、こども家庭庁設置の動きへの対応や子どもの権利擁護のため、児童虐待の対応を強化し、引き続き家庭の支援が必要と考え、令和5年度の方向性として、虐待リスクに対応する関係機関との連携および支援体制の充実を図っていく。
- ・スライド19、重点事業群5「待機児童対策」についてである。ねらいは、こども園、放課後児童クラブの待機児童の解消である。令和4年度の評価は、施設整備等による定員拡大等により、こども園、放課後児童クラブともに、待機児童ゼロを達成している。子どもの安全安心な居場所を確保するため、引き続き待機児童を出さないための方策の実施が必要と考え、令和5年度の方針として、安心して預けられる環境整備のための施設整備等の実施を目指し、育休退園制度の廃止と、0から2歳児の利用拡大のための園舎などの設置、改修設計することで、こども園などでの定員拡大を図っていく。
- ・スライド20の重点事業群6「義務教育後の社会参加活動の促進」についてである。ねらいとして、青少年活動の促進による社会参加の促進と自立に困難を抱える若者の自立支援による地域とのつながりの創出がある。令和4年度の評価は、若者によるまち作り提案事業「WAKATTE」の実施や、二十歳のつどいなど、他地域との横のつながりができる取組を交えながら実施することで、若者の社会参加を促進することができた。若者の行動様式やニーズに沿った取組が必要と考え、令和5年度の方向性としては、オンラインの手法などを活用しながら、若者同士や地域と若者のつながりを推進するため、若者サポートステーションにおいて、LINEによる相談や、オンラインゲームソフトを活用した自立支援事業を実施し、若者が交流や活動ができる拠点として、青少年センタ

一の改修事業に取り組んでいく。

- ・重点事業群 7「少子化への対応」について説明する。ねらいは出産支援などの直接的な少子化対策に加えて、子育て世帯にやさしいまちづくりの推進も含めた取組による出生数の維持・増加である。令和 4 年度の評価は産前産後におけるヘルパー派遣の委託先増加や、料金支払いの簡便化実施など、ニーズに応じた支援を実施した。働き方改革アドバイザー制やイキイキ事業所表彰など、企業向けの働き方改革支援を行うことで、従業員働き方の見直しや職場環境の改善などを支援した。令和 5 年度の方向性として、子育て不安の解消に向けた個に合わせた支援の実施と、企業の働き方改革の支援を目指し、取組としては、多胎ピアサポート事業の開始による多胎家庭の継続的な支援、働き方改革推進に対する補助制度を新設し、中小企業が実施する働き方の多様化、多様な人材の活用等に向けた実施に向けて実施する取組に対し、必要な経費補助を実施していくこととなっている。
- ・以上で、第 3 次計画の進捗状況の説明を終わり、先ほどの資料 1 に戻らせていただく。資料 1 のスライド 6 に戻る。豊田市の取組状況だが、本市の取組状況は、豊田市子ども条例に基づき、国に先駆けて子どもの権利を軸とした子どもにやさしいまちづくりを推進してきた。第 3 次計画においては、子どもにとって最善の利益を考慮できている事業の状況については、令和 4 年度で子ども対象事業、84 事業中 52 事業で約 6 割程度が実施できているという状況になった。青少年センターや若者サポートステーションにおける取組を中心に若者向け施策を展開してきた。これに対して国の動き、社会環境の変化としては、こども基本法の施行により、子ども施策の策定にあたり、子どもの意見の反映に関わる措置を講ずることが義務化された。子ども政策に対する司令塔として、こども家庭庁が発足し、こども未来戦略方針が策定された。いじめ問題・虐待、異常気象等による活動の制限など、子どもを取り巻く環境がより一層深刻化している。ニートひきこもりに加え、ヤングケアラーなど、困難を抱える若者がより目立つようになってきた。これを踏まえ、一層、子ども・若者の視点を重視した計画策定が必要であると認識している。
- ・次のスライド「5 第 4 次計画策定の考え方」を示す。子ども若者視点を軸とした子どもにやさしいまちづくりの実現に向けた考え方は、子ども条例に基づく子どもの権利の保障など、本市の強みを再認識しつつさらに進化させ、子ども視点、若者の姿勢をより強化し、子どもや若者に寄り添った計画の策定としている。基本理念については、第 3 次計画まで継承してきた基本理念「子ども・親・地域が育ち合う、子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」について、より子ども・若者支援に立った基本理念に変更し、子ども会議や子ども若者へのアンケート調査を実施、子ども・若者の意見を取り入れながら決定していく予定である。
- ・施策の展開については、子ども・若者視点を軸に政策を検討していくこと、子ども条例で規定する 4 つの権利（安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利）である。これを軸に、DX の推進、民間との協働、ユニセフ日本型 CFCI 自治体の承認、の 3 つの手段で施策を展開したいと考えている。

- ・次のスライド 8 だが、これは今の説明を図式化したものである。先ほど市長から説明があったとおり、豊田市の第 9 次総合計画も同時期に策定していくので、SDGs の 17 のゴールに加えて、本市独自の取組方針として、「こどものミライに夢と希望を」の設定を検討しているところである。各政策分野で「こども視点」「こども起点」により政策のあり方を考えていくことが示されている。
- ・計画策定の考え方について、取り入れるべき視点や配慮すべき点について全ての説明が終了した。後ほど御意見いただくようお願いしたい。
- ・スライドの 11 を御覧いただきたい「子ども・子育て、若者に関する市民意向調査」についてである。第 4 次計画に子ども、若者、保護者、一般市民の意見を反映させるとともに、子ども・若者を取り巻く状況について基礎資料を得るため、調査を実施する。対象者は記載のとおりで、子ども・若者や子どもの保護者の意見を中心に聞いてまいり。
- ・次のスライド 12 に移る。主な設計項目と設問例は次のとおりであり、現在は内容を精査している。
- ・スライド 13「スケジュール」である。9 月からアンケート、ヒアリング、子どもや若者とのワークショップを予定している。アンケートやヒアリングをまとめ、次回の 12 月から 1 月の間に、計画の基本理念・施策体系案について、その次の 3 月に計画の策定体系・重点事業案について協議をお願いしていく予定である。令和 6 年度は事業立案、パブリックコメントを予定し、12 月に議会への上程を目指している。

会長
委員

- ・今の説明について、御意見・御質問はあるか。
- ・子どもの権利条約フォーラム 2023 年の副実行委員を安藤順委員と一緒にやっている。かなり長くこの委員会に携わっているが、策定したからといって、それが浸透しているかという、なかなか感じる事ができていないのが実情である。数年前に近所で悲しい子どもの事件があり、それによって本当に理解が変わった。子どもに関する様々な市民活動に取り組んでいる身としては、かなりショックだった。各人が他人事ではなく考える必要性を感じた。
- ・また、昨今の異常気象、この環境悪化の中で、子どもたちはどうしていくのか。先日、講師を承り、中学校や小学校に赴いた際、コロナ禍の 3 年を通した影響と思うが、子どもたちは非常に行儀が良くて静かだった。コロナ禍を通じて、かなりの変化があるということと、ウクライナの戦争など様々な事態が生じていることを鑑みると、豊田市だけでなく、世界的な動向を踏まえながら考える必要性を感じている。長らく委員を拝命している者として、このような視点を踏まえながら考える必要があると考えている。

会長
委員

- ・ほかに御意見・御質問等はあるか。
- ・重点事業群の 3、スライド 17 で ICT の活用が挙げられていた。個人情報への取扱いについて、子どもと一緒に対策をしながら整備をしないと、子どもたちや家庭がトラブルに巻き込まれる可能性がある。ICT 導入に関しては、どのような対策をされるか注視していきたいと感じた。
- ・ドメスティックバイオレンス・DV に関することが虐待防止法で言及された。母親または子どもに対して父親が暴力をふるうことについて、子どもや母親の尊厳を脅かすことへの麻痺が生じているなど、様々な理由があると思う。その

ため、子どもが幼い頃からの権利学習という重要な関わりがあると感じた。

- ・スライド 15 について、子どもの権利学習をこのように実施している自治体は、全国でも本当に珍しく、高く評価している。
- 事務局
- ・ただ今の御意見について、こども園年長から、小学校 1・3・5 年生及び中学 2 年生を対象にプログラムを実施している。特に昨年度まで 3 年程度かけて、中学生に対して権利擁護委員の先生が赴き、丁寧にプログラムを実施した。それを小学校 5 年生に実施するという形をとっている。また、受講した中学校 2 年生からは、ぜひ大人にも説明していただきたい旨の意見が出されたことを受け、今年度から対象者を大人に拡大するなど、子どもの意見を取り入れながら実施している。

- 会長
- ・ほかに御意見・御質問等はあるか。司会を担っている立場でありながら発言させていただきたい。最近は様々な常識が少しずつ変わってきていると感じている。そのため、保育に携わる人、保護者などあらゆる立場の方々との擦り合わせが必要あり、そうしなければ、せっかくの制度をうまく活用できないと考えている。私は医療の現場に長く関わってきたが、最近は特に常識が変わった。先ほど虐待の話が挙げられ、この件がやっと認知されるようになったが、年を重ねても以前の常識を持ち続けている人もいらっしゃるなど、全員が認知しているかということ、そうとも限らない。豊田市としてはこういった教育についてどのように考えているか。

- 事務局
- ・こども園の先生方に関しては、毎年階層別に様々な研修を実施している。その中で、保護者対応なども学んでいる。基本的に公立園に向けた研修だが、私立園一部の研修に参加しており、そうしたところで時代の変化に関する内容の報修共有を行っている。

- 会長
- ・ほかに御意見・御質問等がないようなので、次の議題に移らせていただく。

(2) 令和 4 年度豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について（報告）

【資料 2】

- 会長
- ・次に、「令和 4 年度豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について」の報告である。いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会をこの子どもにやさしいまちづくり推進会議の中に位置付けており、いじめ防止に関する取組について、関係団体が情報共有を図ることとしている。それでは、青少年相談センターから説明をお願いしたい。

- 事務局
- ・令和 4 年度の豊田市のいじめ防止等に関する取組について説明する。
 - ・まず、「(1)豊田市いじめ防止基本方針」の策定と改定については資料のとおりである。
 - ・「(2)教育委員会の主な取組 ①いじめの状況調査」として、毎月全小・中学校のいじめの状況調査を行い、認知件数・いじめ防止の取組について把握している。このほかにも、児童生徒の問題行動等、生徒指導上の課題に関する調査を毎年度末に行い、状況を把握している。
 - ・「②学校との連携」では、学校から「いじめ早期相談票」の提出があった場合、指導主事とスクールソーシャルワーカー等で構成されるいじめ事案検討会議

で協議し、学校と連携して、早期対応を図っている。さらに、令和5年4月に「子どもの命を守るハートサポートプログラム」の改訂版を各校に配布し、子どもの悩みを把握するなどの取組を進めている。

- ・「③いじめ対応に関する教員等の研修」では、講師に愛知県弁護士会の高橋直紹氏を招き、初任者研修、5年目・8年目研修の経年経験者研修で実施した。11月25日には、講師に臨床心理士公認心理師の浅井愛美氏を招いて、パルクとよたで公開セミナーを開催した。いじめの理解と対応について講演いただき、参加者からは、「いじめの背景として、ストレスを発散しているということについて理解できた。発散するストレスをたくさん抱えている子どもに、どう接すればよいか聞けたので、今後試していく」などの感想を頂いた。学校へ講師を派遣する事業では、希望のあった小学校1校中学校1校で実施をした。
- ・「④委員会等」の活動については、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家を委員とする、「豊田市いじめ防止対策委員会」を年間3回開催した。令和4年度の豊田市のいじめの現状や、いじめ防止に向けた取組について報告し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校が力を合わせて、連携しながら対応していく必要があるなどの御意見をいただいた。「豊田市いじめ問題対策委員会」は、教職員の代表、心理や福祉の専門家で構成されており、「豊田市いじめ防止対策委員会」と連携して、いじめの状況調査、分析、啓発活動を行った。令和5年度は、改正された生徒指導提要で重視されている、発達心理的生徒指導の一環として、今年度から市が小学校3年生以上で実施しているアンケート調査の結果を基に、学級の状態に合わせて活用できる、学級ソーシャルスキルトレーニングの資料の作成を考えている。
- ・「⑤相談支援等」では、いじめに関する相談やケアの充実のため、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣したり、スクールカウンセラー、心の相談員を配置したりしている。令和4年度のスクールカウンセラーは、全ての小・中学校に、心の相談員は、小・中学校78校に配置した。なお、今年度は全校にて、心の相談員を配置している。パルクとよたの臨床心理士による面接・相談や、「はあとラインとよた」での電話による相談も行っている。全ての小・中学生に貸与している学習用タブレットを活用した教育相談の仕組みを整えて、子どもたちの悩みにいち早く気付き、対応できるようにしている。成果としては、周囲が気になり先生に直接相談しにくい子どもが、学習用タブレットの持ち帰り時に家庭で打ち込んだり、家庭で先生に相談したいことができたときにすぐ報告できたり、担任の先生に直接相談することができない内容でも、ほかの先生に相談することができ、心配事や悩みを把握できたことなどが挙げられる。
- ・各学校の取組状況を通し、学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、いじめ防止のためのアンケートや教育相談、校内いじめ対策委員会を継続して開催した。そのほか、各学校の実情に合わせて、デジタル・シチズンシップ教育の授業や道徳の授業を行っている。
- ・続いて、豊田市のいじめの現状についてお話する。「2豊田市のいじめの現状①いじめの認知件数の推移」について、小学校におけるいじめの認知件数は、令和3年度が1,580件であったのに対し、令和4年度は1,530件だった。中学校における認知件数は、令和3年度が259件であったのに対し、令和4年

度は474件だった。中学校の認知件数が増加したのは、新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、体育祭等にて生徒同士の関わる時間が増えたことと、学校独自で心理アンケートを行うなど、軽微なものでもいじめと判断して対応する学校が増えたことなどが影響として考えられる。また、年度末収束率は小学校中学校ともに令和3年度より減少している。これは、いじめの行為が見られないからと安易に解決・解消と判断するのではなく、本人の心身の状態、あるいは保護者の捉え方などについても十分に把握し、慎重に解決の判断をしているためと考えている。さらに解決後、いじめに関わる声が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を経過するという認識が十分浸透し、安易に解決と判断することが少なくなり、見守りをしている事案が増えてきているということも考えられる。

- ・令和4年度に提出された「(2)いじめ早期相談票」は65件であり、令和3年度71件と比較して減少した。ただし、「いじめ早期相談票」を提出した学校と、市教委が学校訪問支援や、保護者または本人と面接する等の割合が増えている。学校が対応に苦慮するいじめ事案が増えていると考えられる。提出された全ての事案について、学校と情報共有を行い、必要に応じて学校訪問したり、本人や保護者と直接面談を行ったりしている。

- ・いじめの事案が起こってから対応するのではなく、事前防止に向けての取り組みを学校と連携して進め、子どもが安心して生活できるように、今後も支援していきたい。

会長
委員

- ・ただ今の説明内容について、御意見・御質問はあるか。

- ・今16歳で、学校でいじめに遭って登校できなくなった子がいた。よく見てみると、いじめられている子どもに対して、先生たちが対応できない子どもも多くいる。実際、今本当に苦しんでいる子をたくさん周りで見ている。子どもたちがどのような形で大人に助けを求められるようになるかというのをいつも悩んでいる。

- ・16歳だが、社会にもう出ることを恐れており、家の外にも出られない状況の子もいる。また、中学2年生の子どもは、ちょうど思春期に差し掛かっており、子どもたちのいじめが多く起きている。最近では携帯電話のいじめが増えているようで、中学に入るとLINEのグループを作るらしいのだが、その中でいじめをし合う様子がとても見える。そのようなところも先生方と相談できれば良い。

- ・今の子ども達は、私達が今で持っていなかった携帯電話を所有している。そういう対策も考えていただけるとありがたい。

事務局

- ・子どもの様々な思いを吸い上げるということが大事だと考えている。学校でも定期的アンケートを行ったり、教育相談を行ったり、学校で行う担任の先生の教育相談などから掴むようにしている。また、最近はSNSを通じたいじめなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えている。学校としても、デジタル・シチズンシップ教育に力を入れ、情報モラルや危険性、友達との付き合い方を学ぶようにしているほか、地域・保護者の方と協力しながら子どもを見守っていくことが、今後は重要であると感じている。

委員

- ・親がすぐにLINEグループを作ってしまう、LINEグループ内の子ども達でない

と遊ばせないといった話を聞いたことがある。子どもだけの問題ではなくて、大人も含めて学んでいく必要がある。

- 会長
- ・ほかに御意見・御質問等はあるか。実際、子どもだけ悪いということではなく、子どもを救うために、もう少し大人も頑張っていたきたい。また、いじめの現状について、非常にきめ細やかに対応しているため、件数が増えている旨の説明があった。その中で、「収束」という言葉が使われているが、これはどのような基準が設けられているのかについて、事務局より説明いただきたい。
- 事務局
- ・いじめの解決には時間を要することに加え、一定期間が経過すると再発することも往々にしてある。そのため、3ヶ月程度様子をみながら、長期にわたってそのような事案が起こらなくなったことを確認することで、事案が解消されたと判断している。
- 会長
- ・ほかに御意見・御質問等はあるか。
- 委員
- ・デジタル・シチズンシップについて、国連やヨーロッパの方でも同様の動きがあると伺っている。そのため、豊田市で実施するとともに、海外の先行事例を国に求めるなど、情報収集もできれば良い。
- 委員
- ・中学校のいじめについて、令和4年度に増加していることの原因が、コロナ関連の影響によるものといった説明だった。個人的に気になることは、小学校・中学校ともに、収束率が低下していることだ。小学校の方は16ポイント、中学校が14ポイントほど低下している。これはどのような理由なのかご説明いただきたい。
- 事務局
- ・中学校については、コロナの収束に伴い体育祭等の年中行事が復活したことで、生徒間における接触機会の増加が要因と考えている。
 - ・収束率について、こちらは先ほど御説明申し上げたとおり、解決まで3ヶ月程度の期間を設けるなど、解決に向けて丁寧に対応していることが要因の一つであると考えている。実際、市内に所在する小・中学校103校の中には、解決と判断するまで、もう少し時間をやりたいといった回答をするところも増えつつある。
- 会長
- ・ほかに御意見・御質問等はあるか。
- 委員
- ・重点事業の中で、子どもの権利学習プログラムについての説明があった。この権利学習と、いじめ防止をどのように関連付けて実施しているのか。また、校内でいじめ対策委員会のことが書かれているが、その中に子ども自身も参加しているのか。
- 事務局
- ・まず子どもの権利学習だが、教育委員会ではなく、こども・若者部で子ども条例を所管し、普及啓発という形で実施してきた。今年度からは、教育委員会のプログラムの一環として、ハートサポートプログラムに組み込むことで、いじめや命の大切さの一環として、権利教育という形で連携している。
 - ・いじめの対策委員会についての御質問について、学校の中で組織されている、いじめ対策委員によって運営されている。そのため、子どもは参加していない。
- 委員
- ・子どもが参加してそういったことを行っている学校もかなりあると思われる。これは、権利の一つである参画にも該当すると思われる。今後は、そのような方向性からもご検討いただけると良い。

- 委員
- ・いじめへの対応について、小学校の時に資料を配布された記憶がある。ただ、中身をあまり覚えていないので、学校の中で先生と生徒と一緒に資料を読みながら話し合えば良い。
 - ・いじめについて、いじめをしている側にも精神的な問題などを抱えているのではないかと思っている。そのため、いじめる側の心理に対して、何か対応ができれば良いと感じた。
- 委員
- ・中学の時からタブレットが導入された。その中にある「せんせいたすけて」を活用することで、周囲に知られることなく先生に相談できるため、評判が良い。これらの活用機会が増えれば良いと感じている。
- 会長
- ・石川委員の御意見のとおり、資料の活用ができると良い。
 - ・原田委員からは、タブレットの有効活用について御意見をいただいた。実際、カウンセリングルームに入ることを躊躇することが多いので、誰にも知られずに相談できる仕組みは良いと思う。同様の仕組みを高校でも導入しているが、評判が良い。今後もぜひ推進していただきたい。
- 事務局
- ・加害者側の心理や、タブレット活用など、非常に良い視点から御提案を頂けた。今後は、更なる検討を図りたい。
- 委員
- ・タブレットや「せんせいたすけて」の仕組み自体は良いことと思われるが、タブレットを配布することで、セキュリティの観点から様々な問題が生じていると聞いたことがある。
- 事務局
- ・豊田市で配布しているタブレットは、市の情報セキュリティポリシーに基づいて集中管理をしている。仮に、いたずらをした場合には、その情報が入るようになっている。しかしながら、想定外の事態が発生する可能性もあるので、その点にも注意しながら、活用していきたい。
- 会長
- ・以上をもって、令和5年度第1回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の議事を終了させていただく。それでは事務局にお返す。

9 その他

- 事務局
- ・最後に、事務局から情報提供をさせていただく。
 - ・今後、本推進会議の日程についてお知らせする。今年度は今回を含め、全部で3回を予定している。第2回が12月または1月、第3回が3月に開催する予定である。日程調整の方を改めてさせていただく。また本日の会議録、冒頭で申し上げましたがホームページで公表させていただく。一旦事務局で作成をし、野口会長の方に御確認をいただいた上で公表する。
 - ・子ども・若者総合計画について、今回は方向性だけを説明させていただいた。次回以降は、具体的な内容について御意見を頂戴したいと考えている。
 - ・今年の11月25日(土)・26日(日)に、「子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた」が開催される。当フォーラムについて、副実行委員長であられる釘宮委員と安藤委員より御紹介いただく。
- 委員
- ・「子どもの権利条約フォーラム2023 in とよた」を開催する。初日が豊田市コンサートホール、2日目が豊田産業文化センターである。
 - ・当フォーラムは、第31回目となる。市民が開催するフォーラムであり、開催地によっては市民だけの開催、または行政とともに開催するなど、様々な形態

で開催されている。豊田市の場合は、市民と行政の共同開催とする。

委員

- ・初日の基調講演には、弁護士の大谷美智子さんに御登壇いただく。国連の子ども権利委員会の委員であられる方なので、ぜひとも御参加いただきたい。
- ・私は今年から関わっており、当フォーラムは、豊田市内から 13 団体、愛知県内から 17 団体、県外から 8 団体の参加がある。魅力的な分科会が揃っており、それ以外のイベントも充実している。
- ・今回のフォーラム開催は通過点だと考えている。知っていただいて終わりではなく、これからどうしていくかを考える良い機会だと捉えている。ぜひとも周囲の方々にもお声がけいただけると幸いである。

事務局

会長

委員

- ・このフォーラムについて、ほかに確認したいことはあるか。
- ・Zoom 配信はあるか。
- ・対面式の会議を想定しているが、検討したい。

6 閉会

事務局

- ・それでは、以上をもって令和 5 年度第 1 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議を終了する。